

令和6年5月27日開催

石狩市教育委員会会議（5月定例会）資料

<議 案>

議案第1号 石狩市教育委員会公印規程の一部改正について・・・・P 1～P 2

議案第6号 石狩市学校給食センター運営委員会への諮問について・・・・別冊

議案第7号 石狩市文化財保護審議会への諮問について・・・・P 3～P 4

<報告事項>

① 次期石狩市教育プランの策定スケジュールについて・・・・・・・・P 5

② 令和6年度市内小中学校の児童生徒数・学級数について・・・・・・・・P 6

③ 暑さ対策について・・・・・・・・・・・・・・・・P 7～P 8

石 狸 市 教 育 委 員 会

石狩市教育委員会訓令第 号
石狩市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和6年5月27日

石狩市教育委員会公印規程（昭和53年教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表(第3条関係)		改 前		正 前		改 正		後					
公印の種類	ひな型	書体	形状及び寸法	員数	公印保管箇所	用途	公印の種類	ひな型	書体	形状及び寸法	員数	公印保管箇所	用途
北海道石狩市教育委員会教育長之印	略	北海道石狩市教育委員会教育長之印	厚田生涯学習課	略	北海道石狩市教育委員会教育長之印	厚田学校教育課	北海道石狩市教育委員会教育長之印	略	北海道石狩市教育委員会教育長之印	略	略	略	略
北海道石狩市教育委員会教育長之印	略	北海道石狩市教育委員会教育長之印	浜益生涯学習課	略	北海道石狩市教育委員会教育長之印	浜益学校教育課	北海道石狩市教育委員会教育長之印	略	北海道石狩市教育委員会教育長之印	略	略	略	略

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、令和6年5月27日から施行する。

諮詢する文化財の概要

1 名称（仮称）

紅葉山33号遺跡出土の「漆塗り弓（文様入り）」

2 種別

有形文化財（美術工芸品／考古資料）

3 品数

1点

4 所有者・管理者

石狩市・石狩市教育委員会

5 保管の所在地

いしかり砂丘の風資料館

6 文化財の概要

（1）由来

紅葉山33号遺跡は、石狩市花川南6条5丁目の花川南公園内に位置する縄繩文文化前半期の墓地である。諮詢の対象とする「漆塗り弓」は、1982年に石狩町が実施した発掘調査により確認された32基の墓壙の一つ（GP-46）から出土した副葬品である。

（2）大きさ

全長（現存部）105cm、幅3cm（※発掘現場の計測値）

（3）帰属時期（年代）

縄繩文文化前半期（約2000年前）

（4）文化財の状態

• 形状

弓本体の木質部分は失われ土圧により扁平に潰れているが、弓全体に施された漆の塗膜が弓の形状をとどめた状態で残されている。

• 文様および色相

弓の表面に施された朱漆と各所に描かれた文様が色相とともに鮮やかに残されている。

• 保存処理の状態

保存処理は実施済。ポリエステル樹脂をアクリルケースに注ぎ、その中に弓を封入した状態。弓の両面を観察することが可能である。

(5) 文化財としての価値

- ・紅葉山 33 号遺跡出土の漆塗り弓は、縄繩文文化前半期の墓の副葬品である。木製弓に朱漆を塗り文様を描き精工に仕上げた「飾り弓」で、当該期の数少ない漆製品であるとともに、当時の儀礼内容を示す貴重な資料である。
- ・当該資料は、弓に塗られた塗膜部分が残存したものである。塗膜の残存から弓全体の旧形状を復元できる状態で、加えて色相・文様も良好に残されおり、全国的にも希少な考古資料である。特に、巻き込みにトゲ状突起のある渦巻文様を施す例は大変希少である。
- ・当該資料による漆工芸技術、描かれた文様の装飾的特徴は、縄繩文文化前半期の石狩地域と北海道南部・本州（南方系）、あるいは北海道東部（北方系）との文化的交流を考えるうえでも重要な資料である。



写真1 紅葉山 33号遺跡 墓壙 (GP-46) から出土した「漆塗り弓 (文様入り)」
(画像 : 石狩町教育委員会 1984)

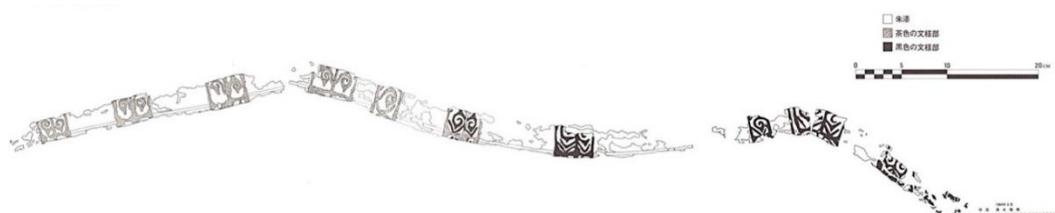


図1 「漆塗り弓」の図 (画像 : 石狩町教育委員会 1984 別図)



写真2 保存処理後の「漆塗り弓」の状態
※展示台の奥が実物資料、手前は復元品 (画像 : 2022年撮影)

次期教育プラン（R7～R11）策定スケジュール案

<報告事項②>

令和6年度石狩市立学校の児童生徒数・学級数について

令和6年5月1日現在

学校名	児童生徒数						上:特別支援 下:普通学級	総合計	学級数 上:特別支援 下:普通学級
	1年	2年	3年	4年	5年	6年			
石狩八幡小学校	() 8	(1) 14	(3) 13	(4) 16	(4) 16	(2) 10	14 77	91	3 6
花川小学校	(1) ② 37	(1) 35	() ② 38	(1) ② 39	(2) ② 44	() ② 39	5 232	237	2 11
生振小学校	() 9	() 12	() 11	() 13	() 12	() 15	0 72	72	0 6
南線小学校	(6) ⑤ 148	(7) ④ 132	(3) ⑥ 179	(4) ⑤ 146	(3) ⑤ 154	(8) ⑤ 156	31 915	946	6 30
花川南小学校	(7) ③ 80	(7) ③ 93	(5) ③ 89	() ③ 86	(3) ③ 93	(4) ③ 91	26 532	558	4 18
紅南小学校	(5) ② 59	(4) ② 56	(2) ② 59	(4) ② 48	(3) ② 52	(2) ② 58	20 332	352	3 12
緑苑台小学校	(2) ② 51	() ② 41	(2) ② 47	(1) ② 53	(2) ② 44	() ② 60	7 296	303	2 12
双葉小学校	(1) ② 44	(3) ② 36	(3) ② 46	(3) ② 43	(2) 32	(2) ② 47	14 248	262	3 11
浜益小学校	(2) 4	(1) 3	() 3	(1) 4	(2) 4	() 4	6 22	28	2 3
厚田学園 (前期課程)	(2) 3	() 2	(1) 6	() 4	() 4	() 3	3 22	25	1 3
小学校 計	(26) 443	(24) 424	(19) 491	(18) 452	(21) 455	(18) 483	126 2,748	2,874	26 112
令和5年度計	(20) 425	(14) 492	(15) 453	(17) 455	(16) 484	(27) 466	109 2,775	2,884	26 112
増 減	(6) 18	(10) ▲ 68	(4) 38	(1) ▲ 3	(5) ▲ 29	(▲ 9) 17	17 ▲ 27	▲ 10	0 0

学校名	1年	2年	3年	上:特別支援 下:普通学級	総合計	学級数
石狩中学校	() 19	(3) 19	() 18	3 56	59	2 3
花川中学校	(8) ④ 134	() 121	(5) 131	13 386	399	3 12
花川南中学校	(1) ③ 91	(1) 103	(4) 96	6 290	296	2 9
花川北中学校	(9) ③ 77	(5) 79	(8) 78	22 234	256	6 7
樽川中学校	(4) ④ 133	(8) 162	(2) 148	14 443	457	2 13
浜益中学校	(2) 3	() 4	() 5	2 12	14	2 3
厚田学園 (後期課程)	(1) 5	() 4	() 4	1 13	14	1 3
中学校 計	(25) 462	(17) 492	(19) 480	61 1,434	1,495	18 50
令和5年度計	(18) 493	(20) 480	(18) 560	56 1,533	1,589	15 53
増 減	(7) ▲ 31	(▲ 3) 12	(1) ▲ 80	5 ▲ 99	▲ 94	▲ 3

・()内の数字は特別支援学級の児童生徒数(外数)

・○内の数字は2学級以上ある場合の普通学級数

・反転表示は複式学級の編制

・小学校1年から5年までは35人学級

・太枠表示は北海道の少人数学級実践研究事業の対象 【学校名及び学年】花川小学校6年、南線小学校6年、花川北中学校1年

・浜益中学校2年及び厚田学園(後期課程)3年は基礎定数を活用した学級編制の弾力化により単式学級

<報告事項③>

学校の暑さ対策について

1 ハード対策

(1) エアコンの設置について

年度	保健室	普通教室・職員室・校長室
令和5年度	全校にルームエアコン設置 ※13校分	冷房設備の選定及び電力容量等に係る基礎調査を実施
令和6年度		・生振小を整備（夏休み明け稼働予定） ・その他の小学校及び厚田学園の実施設計を外部委託
令和7年度		・小学校（生振小以外）及び厚田学園を整備 ・中学校の実施設計を外部委託
令和8年度		・中学校を整備

(2) スポットクーラー等の整備について

各学校のニーズを踏まえ、令和5年度中、スポットクーラーを中心に、冷風機、扇風機を整備

2 ソフト対策

(1) 夏季休業及び冬季休業の日数変更について

	夏季休業日	冬季休業日	総日数
令和5年度	小学校 26日間 中学校 27日間 ※浜益小 27日間	小学校 24日間 中学校 23日間 ※浜益小は 23日間	小学校及び中学校 50日間
令和6年度	小学校及び中学校 32日間	小学校及び中学校 20日間	小学校及び中学校 52日間
対比	小学校 6日増 中学校 5日増	小学校 4日減 中学校 3日減	小学校及び中学校 2日増

(2) 臨時休業について（当初）

熱中症警戒アラートが発出（前日夕方に、「石狩・空知・後志」の一括りで発出）された場合には、市内全校で臨時休業を実施する（全日）。

※ 市教委では、熱中症警戒アラート発出を受け、各学校に対し、臨時休業を行うよう指示。学校長において、臨時休業を決定の上、保護者へ通知する。

(2) 热中症（特別）警戒アラートの発表などについて（臨時休業の検討）（変更）

① 「熱中症警戒アラート（暑さ指数33以上）」の発表時について

道教委通知（令和5年11月22日）「暑さ指数、児童生徒や地域の状況、学校の環境等を勘案して、臨時休校を判断する」を踏まえ、各学校において、教室内の暑さ指数の測定、児童生徒の健康状況（欠席や保健室利用の児童生徒数の状況）、校内の環境（エアコン設置の保健室等やスポットクーラーなどの活用、暑さ対策用品の持ち込みなどにより、児童生徒の暑さを凌げる対策の状況）など総合的に勘案し、各学校において、臨時休業の判断を行う。

※ 昨年度（令和5年度）と同様、午前授業（給食後）への繰り上げなどを検討する。

臨時休業（全日）を行うと判断したときは、特に小学校低学年（1年生～3年生）の安全確保策に

配慮する。具体的な対応策として、「猛暑の中、自宅で児童だけで過ごさせるのは不安があると保護者から申出があった場合」などは、「放課後児童クラブの開始時間まで、若しくは安全な帰宅環境が確保されるまで、校内で児童を預かる（自習等）策」などの検討をする。

② 「熱中症特別警戒アラート（暑さ指数35以上）」の発表時について

北海道全体（広域的）で暑さ指数（35）を超える過去に例のない危険な暑さとなるため、市教委において、一律に臨時休校の方向性を判断する。

あらかじめ、保護者に対し、「熱中症特別警戒アラート」が発表時に臨時休校の可能性がある旨とあわせて、家庭における対策を検討しておくよう事前に周知する。なお、家庭内において、安全が確保できない場合は、市が指定するクーリングシェルターの活用も推奨する。

（参考）

① 热中症警戒アラート（令和3年度から運用開始）

暑さ指数33以上で前日17時と当日5時頃発表（石狩・空知・後志の一律で発令）

〈過去の発表状況〉

年度	発表状況		
令和3年度	・7/31（土）5時	・8/3（火）5時	・8/5（木）17時 ・8/6（金）5時と17時
令和4年度	なし		
令和5年度	・8/22（火）17時 ・8/25（金）5時と17時	・8/23（水）5時と17時	・8/24（木）5時と17時 ・8/26（土）5時

② 热中症特別警戒アラート（令和6年度から新規運用開始）

暑さ指数35以上で前日14時頃発表（北海道単位で発令）

（3）体育活動や部活動の中止について

各学校では、暑さ指数の測定を行い、暑さ指数31を超えた場合は、体育活動や部活動を中止する。

（4）暑さ対策用品の持ち込みについて

各学校において、飲み物（スポーツドリンクなど）やハンディ扇風機などの持ち込みを認め、保護者に通知する。

※ 学校間でばらつきが出ないよう、校長会で調整の上、適切な時期に、各学校にて、保護者に通知する。